

財政援助団体等監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 2 年度財政援助団体等監査を執行したが、その結果は下記のとおりです。

記

1. 監査実施年月日 令和 2 年 10 月 20 日の1日
2. 監査執行者 松川町監査委員 大 島 慎 男
松川町監査委員 森 谷 岩 夫
3. 実施場所 松川町社会福祉協議会
4. 監査対象 (1)松川町社会福祉協議会(
5. 監査実施の方法 監査委員が予め1つの団体を選択し、監査を実施した。
6. 監査結果の概要 ○社会福祉協議会
(1) 近年のコロナ禍における福祉施設としての感染予防や、新たな環境整備の構築が迅速に進められ、経理面に於いても平成 2 年度は会費徴収を行わない判断など、素早い対応が図られ、町の所管課（保健福祉課）との連携の中で事業運営が適切に推進されています。
社会福祉施設の運営は、年々需要が増加し住民の期待が高まる状況に於いて、専門的な知識と高度なスキルが職員にも求められ、人材の養成や確保が重要となっています。
日々の多様な事業推進において、組織内での職員育成や指導も重要と思われます。
(2) 監査重点事項の指定管理業務に係る出納及びその他の事務については、関係法令、協定書等に従い、おおむね適正に執行されているものと認められました。
今後も適正な執行に努められるよう要望いたします。
7. 意見・指導 ・監査実施日において、各現場の担当課に意見・指導を行った。

意見・指導事項の内容、詳細については監査事務局で保管しており、閲覧することができる。

令和 2 年 10 月 20 日

松川町監査委員 大 島 慎 男
松川町監査委員 森 谷 岩 夫